令和2年度(2020年度)北海道水資源保全審議会(書面開催) 開催結果概要

1 審議期間

令和3年(2021年) 1月15日(金)から 令和3年(2021年) 2月 3日(水)まで

2 審議事項

- (1) 第5期北海道水資源保全審議会会長及び副会長の選出について
- (2) 令和2年度水資源保全地域に係る指定の区域及び地域別指針(案)について

3 審議内容

(1) 第5期北海道水資源保全審議会会長及び副会長の選出について

会長及び副会長を選出するに当たり、審議会委員にその選出方法について意見を求めたが、意見の提出はなかった。

このため事務局から、会長には第1期から審議会委員に就任いただいている冨士田 裕子委員、副会長には森林政策分野から審議会委員に就任いただいている笠井 美青 委員の選任を提案し、了承された。

(結果:委員数9名、うち「事務局提案を了承」9名)

(2) 令和2年度水資源保全地域に係る指定の区域及び地域別指針(案)について

北海道水資源の保全に関する条例(平成24年北海道条例第9号)第17条第1項の 規定に基づき、倶知安町と別海町から提案のあった水資源保全地域を指定するに当た り、事務局から指定の区域及び地域別指針(案)を説明し、審議会委員に意見を求め た。

提出のあった意見等とそれに対する事務局の考えを別紙のとおり取りまとめ、審議 会委員へ送付し、再度、意見を求めた結果、意見の提出はなかった。

(結果:委員数9名、うち「意見なし」9名)

令和2年度(2020年度)北海道水資源保全審議会(書面開催)

「議事2 令和2年度水資源保全地域に係る指定の区域及び地域別指針(案)について」に係る委員からの意見等と対応等

3# P				(条)について」に依る安良からの息兄寺と対心寺
番号	資料番号等	委員名	意 見 等	対 応 等
1	議事全般につ	梅田委員	今回、審議会の委員として初めての審	
	いて		議ということもあり、他の市町村の状況	地域指定の基準及び審議会の進め方につきましては、次の
			が分からない中、どのような基準をもっ	とおりです。
			て、意見を述べて良いのか不明である。	記
			審議会においてどのように審議を進	1 指定状況
			めていくのか、基準なども含めて示して	(1)指定数、推移
			いただきたい。	水資源保全地域指定の状況につきましては、令和元年
				度末現在で62市町村、179地域が指定されていますが、
		丸谷委員	今回は期の変わり目にあたり、新たに	その約94パーセントに当たる168地域は、平成24年度か
			委員に就任された方も少なくないと思	ら26年度にかけて集中的に指定され、ここ数年は市町村
			いますので、これまでの土地取引の届出	からの地域指定の提案が減少しています。
			状況や海外資本の動向などについてご	平成24年度①53地域、②62地域、平成25年度①15地
			説明願えると今後の議事運営に有意義	域、②22地域、平成26年度①11地域、②5地域、平
			かと思います.ご一考くださるようお願	成27年度1地域、平成28年度6地域、平成29年度1
			いいたします.	地域、平成30年度1地域、令和元年度2地域
				(2)指定面積、推移
				水資源保全地域の指定面積につきましては、令和元年
				度末現在で122,751ヘクタールとなっています。
				マ成24年度①18,920ha、②53,889ha、
				平成25年度① 8,009ha、②26,870ha、
				平成26年度① 7,402ha、② 4,341ha、
				平成27年度 547ha、平成28年度 1,057ha、
				平成29年度 283ha、平成30年度 735ha、
				2 届出状況
				(1)件数
				水資源保全地域内での土地取引の届出件数につきま
				しては、令和元年度末現在で222件となっています。

番号	資料番号等	委員名	意	見	等	対 応 等
M J	3211111 3 3					平成24年度 3件、平成25年度 13件、平成26年度 16 件、平成27年度 23件、平成28年度 25件、平成29年 度 68件、平成30年度 45件、令和元年度 29件 (2)面積 水資源保全地域内での土地取引の届出面積につきま しては、令和元年度末現在で3,180.89へクタールとなっ ています。 平成24年度 0.61ha、平成25年度 193.38ha、平成26 年度 483.90ha、平成27年度 660.83ha、平成28年度 894.44ha、平成29年度 366.46ha、平成30年度 495.50ha、令和元年度 85.78ha (3)市町村別 水資源保全地域内での土地取引の届出件数を市町村 別でみますと、件数の多い順に①倶知安町32件、②上富 良野町31件、③登別市22件、④黒松内町16件、⑤真狩村 12件となっており、この5市町村で全体の50.9パーセン トを占めています。
						3 海外資本の動向(「2 届出状況」の内数) (1)件数 令和元年度末現在の土地取引の届出件数222件のうち、外国資本によるものと思われるものは22件で、全体の9.9パーセントとなっています。 (2)面積 令和元年度末現在の土地取引の届出面積3,180.89へクタールのうち、外国資本によるものと思われるものは146.47ヘクタールで、全体の4.6パーセントとなっています。 (3)市町村別 外国資本による土地取得と思われる届出件数22件を市町村別でみますと、倶知安町7件、留寿都村5件、登別市4件、真狩村3件、赤井川村3件となっています。

番号	資料番号等	委員名	意	見	等	対 応 等
						(4)届出の推移
						外国資本による土地取得と思われる届出件数22件を
						年度別でみますと、平成26年度1件、平成28年度1件、
						平成29年度6件、平成30年度7件、令和元年度7件と
						なっています。
						(5)国外に住所のある土地取得者の居住地の内訳
						外国資本による土地取得と思われる届出22件から土
						地取得者の居住地を国別でみますと、日本国内12件、中
						国(香港)9件、オーストラリア3件、カナダ1件、シ
						ンガポール1件となっています。(買主が複数名いる場
						合があり、届出件数と一致しない。)
						(6)取得した土地の用途、活用状況
						外国資本による土地取得と思われる届出22件を土地
						利用目的別でみますと、「現在の土地利用と同じ」が9
						件、「現在の土地利用と異なる」が7件、「未定」が6件
						となっています。
						「現在の土地利用と異なる」の内訳としては、太陽光
						発電3件、住宅2件、ホテル1件、別荘地1件でした。
						4 地域指定の基準
						北海道水資源の保全に関する条例第17条では、「知事
						は、基本指針に沿って、公共の用に供する水源に係る取
						水地点(地表水若しくは地下水から原水を取り入れる施
						設が設置されている地点又はその設置が予定されてい
						る地点をいう。) 及びその周辺の区域(国有地を除く。)
						であって、当該区域における土地の所有又は利用の状況
						を勘案して水資源の保全のために特に適正な土地利用
						の確保を図る必要があると認めるものを、当該区域が所
						在する市町村の長の提案に基づき、水資源保全地域とし
						て指定することができる。」と定められています。
						ここに出てくる「基本指針」とは、同条例の第16条で

「知事は、水資源保全地域に係る適正な土地利用の に関する基本的な指針(以下「基本指針」という 策定するものとする。」と定められているもので、	資料番号等
24年度の北海道水資源保全審議会で意見をお聴き 定済みです。 今回の議事であります「令和2年度水資源保全財 係る指定の区域及び地域別指針(案)について」の の基本指針で定められている「水資源保全地域の打 関する事項」に則して作成しています。 * 参考として基本指針を添付します。 * 参考として基本指針を添付します。 (1) 加調を諮問に応じ、水資源の保全に関する重要 を調査審議すること。 (2) 前号に掲げるもののほか、この条例の規定に。 の権限に属させられた事務 と定められています。 今回はこの(2)に該当し、同条例第17条第6項 は、(水資源保全地域の)指定をしようとするとき あらかじめ、関係市町村長及び北海道水資源保全部 の意見を聴かなければならない。」に基づき、ご記 何っております。 令和2年度の水資源保全地域に係る指定の区域 地域別指針(案)について、修正する必要があれば してまりたいと考えております。 皆様から「意見なし」とされましたら、当審議会 ての審議は終了となります。	

番号	資料番号等	委員名	意 見 等	対 応 等
2	資料2-1資料2-22 地域別指針(2)指定の区域において土地所有者等が配慮すべき事項「別表」	久保委員	・届け出と許可の違い 許可まで持っていければ心強いのか。	「届出」とは、一定の事柄、事項を国又は地方公共団体などの公の機関に知らせることをいい、「許可」とは、法令又は行政行為による特定の行為の一般的禁止を特定の場合に解除し、適法にこれをすることができるようにする行為をいう、とされています。(「法令用語の基礎知識」田島信威著、㈱ぎょうせい発行) 道としては、土地売買等の契約の3月前までに土地所有者等から届け出てもらい、当該土地利用に関する助言を行うことで水資源の保全を図る考えです。
				なお、土地売買行為を許可制とすることは、私法上の行為である売買行為を一般的に禁止することであり、憲法第29条に規定する財産権の侵害につながるおそれのある規制であることから、北海道水資源の保全に関する条例制定時に都道府県条例で土地売買行為を許可制にすることは難しいと判断し、届出制としました。
3	資料2-1資料2-22 地域別指針(1)指すの基(1) に関する下 区域方」	久保委員	・取水地点から半径1Km "色々地形も状況も違う水の深さ"この関係が分からない。一律この1kmで良いのでしょうか?	地下水から原水を取り入れる場合の区域設定につきましては、地下水脈や地形などを調査せずに正確に特定することは困難でありますことから、平成24年度の北海道水資源保全審議会においてご意見をお聴きし、策定した基本指針*で、「公共の用に供する水源に係る取水地点から一定距離(概ね1キロメートルを基本とする。)の範囲について、水源の地形、地質、取水深度等の状況や土地の所有又は利用の状況を踏まえ、全部又は一部の区域(都市計画法に規定する市街化区域又は用途地域など市街地を形成している区域を除く。)とする。」と定めました。今回の地域指定もこれに則して区域設定しており、区域を拡大又は縮小する特段の事情はないものと考えております。 *参考として基本指針を添付します。

番号	資料番号等	委員名	意 見 等	対 応 等
4	資料2-1 資料2-2 2 地域別指定の (2)指定の におお者等す 慮すべき事項	久保委員	・支障を来す恐れの土地利用は極力避ける… 調和した土地利用… このお願いをもう一段強くいけないか。	北海道水資源の保全に関する条例第6条は、土地所有者等の責務として「土地所有者等は、基本理念にのっとり、水資源の保全のための適正な土地利用に配慮するとともに、道が実施する水資源の保全に関する施策に協力するものとする。」と定めています。 今回の地域別指針(案)の表現は、平成24年度の北海道水資源保全審議会においてご意見をお聞きし、策定した基本指針*の表現に則したものですが、上記の条文よりも具体的で、より強く土地所有者に配慮を求める表現になっていると考えております。 * 参考として基本指針を添付します。
5	資料2-1資料2-22 地域別指針(2)指定の区域において土地所有者等が配慮すべき事項「別表」	久保委員	・事後届けの中には事前でもいいような事がありそうですが、本当にそれでいいのか。	資料2-1、資料2-2の別表に記載している「事後届出」等の手続については、すでにある他の法令による規制を一覧にしたものであり、本審議会において「事前届出」等に変更できるものではありませんのでご理解願います。
6	資料2-1 資料2-2 2 地域別指定の (2)指定の において土が において土が 高すべ 意する 土地取引行為 を行う場合」	久保委員	・3か月前に届け出た時、ちょっと待ってと言えるのか。	北海道水資源の保全に関する条例第20条第4項では、「知事は、第1項の規定による届出を受けたときは、関係市町村長に当該届出に係る書面の写しを送付し、水資源の保全の見地からの意見を求めなければならない。」、同条第5項では、「知事は、第1項の規定による届出を受けた場合において、基本指針等及び関係市町村長の意見を勘案して必要があると認めるときは、当該届出をした者に対し、その土地の利用の方法その他の事項に関し助言をすることができる。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、北海道水資源保全審議会の意見を聴くものとする。」と定められています。

番号	資料番号等	委 員 名	意 見 等	対 応 等
				このように、知事は届出をした者に対し、その土地の利用の方法その他の事項に関し助言をすることはできますが、当該土地に関する権利の移転等の契約を止めることはできません。
7	資料 1 参考資料 2 「取水地点」	丸谷委員	些細なことで恐縮ですが、別海町別海西部地区水資源保全地域の備考欄に「西泉取水井戸」との表現があり、説明でも同じ表現を使用しています。地区名に「西泉」という名称が無いため、参考資料2の「取水地点」に井戸名も併記するとわかりやすいと思います。	ご指摘いただきました点については、来年度以降の参考 資料作成に反映させていただきます。 なお、今後、地域指定するに当たり一般に縦覧する図面 や、道のホームページで公開する図面においては、水道の 安全確保の観点から、今回お配りした参考資料に表示され ている「取水地点」や「取水地点から1km」の表示はしな いこととしておりますのでご了承願います。
8	説明用資料 1ページ ■ 倶知安町の 説明	丸谷委員	「■倶知安町の説明」の「○<参考資料 1>について」の第一○の説明文の「提 案区域は、倶知安町の南東方面で、」とあ りますが、「南西」ではないでしょうか.	ご指摘のとおり、提案区域は「倶知安町の南西方面」で すので訂正させていただきます。

北海道水資源保全地域に関する基本指針

平成24年5月策定

北海道水資源の保全に関する条例(平成 24 年北海道条例第9号。以下「条例」という。) 第16条第1項の規定に基づき、水資源保全地域に係る適正な土地利用の確保に関する基本 的な指針として、「北海道水資源保全地域に関する基本指針」を次のとおり定める。

1 水資源保全地域に関する基本的事項

北海道の水資源は、森林をはじめとする豊かな自然環境が持つ水源涵養機能により保たれており、安全で安心な道民生活や農林水産業をはじめとした本道産業が健全な発展を遂げていく上で、欠かすことができない貴重な財産である。

一方、近年、水源の周辺において利用目的が明らかでない大規模な土地取引が認められ、また、行政の関与がないまま水源周辺の民有地が売買されることについて、多くの市 町村が懸念していることも明らかになった。

こうしたことから、水資源を保全するために特に必要があると認める区域を水資源保全地域として指定し、適正な土地利用の確保に向けた取組を推進する。

(1)基本的な考え方

水資源保全地域は、生活、農業、工業等の目的に用いられる水資源であって、公共の用に供するものとして用いられるものの原水を取り入れる施設が設置されている地点又は当該施設の設置が事業計画等に位置付けられているなどその設置が予定されている地点(取水施設の設置が具体化している場合などをいう。)及びその周辺の区域(国有地を除く。)であって、当該区域の土地の所有又は利用の状況を勘案して水資源の保全のために特に適正な土地利用の確保を図る必要があると認める区域をいう。

(2) 適正な土地利用の確保に向けた取組

ア 水資源保全地域の指定(条例第17条)

道は、「2 水資源保全地域の指定に関する事項」に定める事項を踏まえ、水資源の保全のために特に適正な土地利用の確保を図る必要があると認める区域を水資源保全地域として指定する。

イ 基本指針等の周知(条例第18条)

道は、市町村と連携協力して、水資源保全地域内の土地所有者等を把握するとともに、当該土地所有者等に対して、基本指針及び地域別指針の十分な周知を行うよう努める。

ウ 土地所有者等への助言(条例第19条)

道は、基本指針等に沿った土地の利用を図るため必要があると認めるとき、水資源 保全地域内の土地所有者等に対し土地の利用の方法その他の事項に関し助言を行う。

エ 水資源保全地域内の土地に関する権利の移転等の届出(条例第20条)

水資源保全地域内の土地に関する権利の移転等の届出制の導入により、水源の周辺における土地取引行為について、行政機関があらかじめ把握し、届出をした者に対して助言を行うことにより、水源の周辺における適正な土地利用の確保を図る。

オ 届出者への助言(条例第20条)

道は、適正な土地利用に誘導するため、水資源保全地域内の土地に関する権利の移転等の届出をした者に対して、土地所有者等が配慮すべき事項や関係法令に基づく遵守事項などについて助言を行う。

カ 報告又は資料の提出(条例第21条)

道は、水資源保全地域内の土地の適正な土地利用の確保を図る観点から、届出内容の確認が求められる場合など当該土地の所有等又は利用の状況を把握する必要があると認められるときは、その土地に関する権利を有している者又は有していた者に対して、必要な報告又は資料の提出を求める。

2 水資源保全地域の指定に関する事項

意見等「1」関係

(1)基本的な考え方

- ア 水資源保全地域は、個々の水源の状況や地域住民の意向など地域の実情に即して指定する必要があることから、道は、この指針に沿って、公共の用に供する水源に係る取水地点及びその周辺の区域(国有地を除く。)であって、当該区域における土地の所有又は利用の状況を勘案して水資源の保全のために特に適正な土地利用の確保を図る必要があると認める区域を、当該区域が所在する市町村の提案に基づき、水資源保全地域として指定する。
- イ 水資源保全地域の指定は、アに定める提案に基づく場合のほか、水源の周辺の土地が 複数の市町村の区域にわたる場合や隣接する他の市町村に所在する場合などに市町村 から他の市町村の区域に係る提案があった場合や、当該区域の土地の所有又は利用の状 況を勘案して、水資源保全地域として指定することが適当と考えられるが当該区域が所 在する市町村からの提案がない場合など、水資源の保全のため特に必要があると認める 場合についても行うことができる。
- ウ 道は、水資源保全地域の指定に当たっては、林業、観光業など地域における産業の健 全な発展と両立するよう、適切に配慮して行うものとする。
- エ 水資源保全地域は、森林法に基づく市町村森林整備計画における森林の機能区分の 位置付けと十分な調整を図り、指定するものとする。

(2)区域設定

水資源保全地域の水源別の区域設定の考え方は、次のとおりとする。

なお、指定の区域については、地番及び「水資源保全地域区域図」で示すものとする。

ア 地表水(河川水、伏流水、湖沼水、ダム水)から原水を取り入れる場合 山間地における公共の用に供する水源に係る取水地点に対する集水区域の全部を基 本とする。

なお、個々の水源の地形、地質等の状況、土地の所有又は利用の状況等を踏まえ、 集水区域の全部を指定する必要がないと考えられる場合は、個々の状況を踏まえ、区 域設定の考え方を明らかにした上で、集水区域の一部の区域とするものとする。

イ 地下水 (浅層地下水、深層地下水及び湧水) から原水を取り入れる場合

3 水資源保全地域において土地所有者等が配慮すべき事項

水資源保全地域は、水資源の保全のために特に適正な土地利用の確保を図る必要があると認められる区域であり、その土地利用については、現在及び将来の道民の健康で文化的な生活の確保に寄与し、本道の豊かな水資源がもたらす恩恵を現在と将来の世代が享受できるよう、その保全を図る必要がある。

- (1)水資源の確保や水質への影響が懸念されるような取水行為や開発行為など水資源の保 全に支障を来すおそれのある土地利用は、極力避けるよう努める。
- (2)水源の涵養に大きな役割を果たしている森林の適切な整備及び保全を行うなど、水資源の保全のために必要な措置を講ずるよう努める。
- (3) 周辺の自然環境や土地利用状況等と調和した土地利用を行うよう努める。
- (4) 水資源保全地域ごとに定められる地域別指針に規定する「指定の区域において土地所有者等が配慮すべき事項」に留意の上、土地利用を行う。

4 水資源の保全に関する施策の総合的な推進

道は、条例第 10 条に規定する基本方針に基づき、水資源の保全に関する施策を推進する。

水資源の保全は、関係者の適切な役割分担による協働により推進することが重要であることから、国や市町村と連携の上、関係者が一体となって取り組んでいくとともに、これまでも実施してきた施策についても継続的に取り組み、新たな施策と合わせ、総合的に推進していくこととする。

なお、水資源の保全に関する道の事務・事業については、地域住民の利便性を確保する 視点から市町村の実情や意向を踏まえ、市町村への権限移譲を行うこととする。

(1) 森林が有する水源を涵養する機能の維持増進(条例第11条)

道は、森林が有する水源涵養機能の維持増進を図るため、水源の周辺における森林の特性に応じて、次に掲げる施策を推進する。

ア 保安林制度の活用

森林法(昭和26年法律第249号)に基づく保安林制度を活用することにより、水源を涵養する機能など森林の有する公益的機能の確保を図る。

イ 造林、保育等の森林施業の適切な実施その他の必要な措置 造林、保育、間伐等の森林施業の適切な実施、治山事業の推進、森林計画制度及 び林地開発許可制度の適切な運用等を行う。

(2) 安全に安心して利用できる水資源の確保に向けた取組の推進(条例第12条)

ア 公共用水域及び地下水における水質の汚濁の状況の監視

河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域等について、水質汚 濁防止法(昭和45年法律第138号)に基づき水質の汚濁状況の常時監視を実施す る。

イ 水質の汚濁の負荷の低減に係る措置その他必要な措置

水質汚濁の発生源対策として水質汚濁防止法に基づく立入検査などを実施すると ともに、流域の特性に応じた水質、水量、水生生物、水辺地などを含む環境を保全 し、健全な水循環の確保や安全な水の確保のための取組を推進する。

また、水道法(昭和32年法律第177号)に基づき水道事業者に対し、水道水源の水質監視や周辺環境保全対策、水道水源汚濁事故に対する関係機関との連携と迅速な対応などの指導を行う。その他エキノコックス症対策等を実施する。

(3) 道民等の理解の促進(条例第13条)

水資源の保全に関する施策の実効を期するためには、道民、事業者及び土地所有者等の水資源の保全への適切な配慮や協力が不可欠であり、水資源の現状やその保全の重要性に関する道民等の理解を促進し、自覚を高めるための普及啓発活動等を積極的に推進する。

(4) 水資源の保全のための適正な土地利用の確保(条例第14条)

ア 水資源保全地域に関する措置

条例に基づき、水源の周辺であって、適正な土地利用の確保を図る必要がある区域を水資源保全地域として指定し、必要な措置を講ずる。

イ 国土利用計画法その他関係法令に基づく措置その他の必要な措置

国土利用計画法(昭和49年法律第92号)に基づく土地取引行為の届出制のほか、森林法に基づく林地開発許可や森林の土地の所有者となった旨の届出制、さらには市町村が行う水源の周辺の公有地化の取組への支援などを通じて、水資源の保全のための適正な土地利用の確保を図る。

(5) 水資源の保全のための財政上の措置(条例第15条)

水資源の保全に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

令和2年(2020年)4月1日現在

要件		必要な手続等	根拠法令等
土地取引行為を行う場合	事前届出	土地に関する権利を有している者は、契約の 3月前に、その旨知事(権限移譲市町村については市町村長)に届け出ること。	北海道水資源 の保全に関す る条例
一定面積以上の土地取引行為を行う場合	事後届出	次の区分に応じて、土地取得者(買主等)は、契約締結後の2週間以内に、市町村長を経由して、知事に届け出ること。 ・市街化区域:0.2ha以上 ・その他の都市計画区域:0.5ha以上 ・都市計画区域以外:1ha以上	国土利用計画法
新たに民有林の土地の所 有者となった場合	事後届出	新たに民有林の土地の所有者となった場合は、所有者となった日から90日以内に、市町村長に届け出ること(国土利用計画法による届出をした場合は、届出不要)。	森林法
農地又は採草放牧地を売 買又は貸借等をする場合	許可	農地又は採草放牧地を売買又は貸借等をする場合は、売主(貸主等)と買主(借主等)が連署で市町村農業委員会に申請を行い、許可を受けること。	農地法
農地を転用等する場合	許可	農地を転用する場合及び農地又は採草放牧地を転用するため所有権、賃借権等の権利を設定又は移転する場合は、知事等(農林水産大臣が指定する市町村又は4ha以下の農地で権限移譲市町村については市町村長(又は農業委員会))の許可を受けること。	農地法
国内非居住者が不動産を取得する場合	事後届出	国内に居住していない者が不動産を取得する場合は、居住の用に供するためのものなどを除き、20日以内に財務大臣に届け出ること。	外国為替及び 外国貿易法
国指定史跡名勝天然記念 物の所有者となった場合	事後届出	国指定史跡名勝天然記念物の新たな所有者と なった場合は、20日以内に文化庁長官に届 け出ること。	文化財保護法
道指定史跡名勝天然記念 物の所有者となった場合	事後届出	道指定史跡名勝天然記念物の新たな所有者と なった場合は、速やかに北海道教育委員会に 届け出ること。	北海道文化財 保護条例
土地利用を行う場合	北海道土地 利用基本計 画に沿った 土地利用を 行うこと。	土地利用については、北海道土地利用基本計画の土地利用基本計画図に示された都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の五地域の設定の趣旨、土地利用の原則及び地域設定の重複する地域における土地利用の調整指導方針に即して適正に行うこと。	国土利用計画法

要件		必要な手続等	根拠法令等
土地利用を行う場合	市町村国土 利用計画に 沿った土地 利用を行う こと。	市町村で国土利用計画を定めている場合は、同計画に基づいた土地利用に努めること。	国土利用計画 法
建築物や特定工作物の建 築等のために行う土地の 区画形質の変更を行う場 合	許可	建築物や特定工作物の建築等のために行う土地の区画形質の変更を行う場合、次の地域や規模により、知事等(法定移譲市については市長、権限移譲市町村については市町村長)の許可(開発許可)を受けること。・市街化区域:0.1ha以上・市街化調整区域:原則全て・非線引き・準都市計画区域:0.3ha以上・都市計画区域及び準都市計画区域以外:1ha以上	都市計画法
市街化調整区域において 建築物等の新築等、建築 物の改築、用途を変更す る場合	許可	市街化調整区域の開発許可を受けていない土地において、建築物等の新築等、建築物の改築、用途を変更する場合、知事等の許可(建築等の制限解除)を受けること。	都市計画法
開発許可を受けた土地に おいて、予定建築物以外 の建築物等の新築等、建 築物の改築、用途を変更 する場合	許可	開発許可を受けた土地において、予定建築物 以外の建築物等の新築等、建築物の改築、用 途を変更する場合、知事等の許可(建築等の 制限解除)を受けること。用途地域等が定め られているときは不要。	都市計画法
一定規模を超える建築物 等の建設、開発行為等の 行為を行う場合	事前届出	北海道景観計画に基づき、一定の規模を超える建築物・工作物の新築・増改築、開発行為等を行う場合、着手の30日前までに知事に届け出ること。 景観行政団体である市町村において行為等を行う場合は、市町村長に届け出ること。	景観法
屋外広告物の禁止地域で 屋外広告物を掲出する場 合	禁止	屋外広告物の禁止地域に指定されている地域 では、屋外広告物を掲出してはならない。	北海道屋外広 告物条例
屋外広告物の許可地域で 屋外広告物を掲出する場 合	許可	屋外広告物の許可地域に指定されている地域 では、屋外広告物を掲出する場合は、知事の 許可(権限移譲市町村については市町村長の 許可)を受けること。	北海道屋外広 告物条例
宅地造成工事規制区域内 で宅地造成に関する工事 を行う場合	許可	宅地造成工事規制区域で宅地造成に関する工 事を行う場合は、知事等の許可を受けること。	宅地造成等規 制法
森林の施業等を行う場合	市町村森林 整備計画に 沿った森林 施業等を行 うこと	森林施業及び保護を行う場合は、各市町村森 林整備計画に即した施業等に努めること。	森林法

要件		必要な手続等		
民有林の立木の伐採等を行う場合	事前届出等	民有林の立木を伐採しようとする場合は、伐 採を始める90日から30日前までに、伐採 及び伐採後の造林の方法等を市町村長に届け 出ること。また、届出に基づき造林が完了し た場合、造林完了から30日以内に市町村長 に森林の状況報告書を提出すること。	森林法	
森林経営計画の対象となる森林について、計画に 定められている立木の伐 採等を行う場合	事後届出 (計画は事 前に記載)	一定の要件を満たすものとして市町村長等の 認定を受けた森林経営計画の対象となる森林 について、当該計画に定められている立木の 伐採等をした場合は、終了後30日以内に市 町村長等に届け出ること。	森林法	
保安林の立木の伐採等を 行う場合	許可等	保安林(保安施設地区)に指定(予定含む)された森林(土地)の立木の伐採等をする場合は、知事の許可等を受けること。	森林法	
1ha を超える森林の開発 行為を行う場合	許可	地域森林計画の対象となっている民有林において1haを超える開発行為(土地の形質を変更する行為)をする場合は、知事等の許可(権限移譲市町村については市町村長の許可)を受けること。	森林法	
農用地区域内の開発行為を行う場合	許可	農業振興地域の農用地区域内で土地の形質変更や工作物の設置等をする場合は、知事等(農林水産大臣が指定する市町村又は権限移譲市町村については市町村長)の許可を受けること。	農業振興地域 の整備に関す る法律	
一定の規模以上の土地の 形質の変更を行う場合	事前届出	3,000 ㎡以上(現に有害物質使用特定施設を設置している土地にあっては900 ㎡以上)の土地の形質を変える行為を行う場合は、着手で定日の30日前までに、知事に届け出ること。	土壤汚染対策法	
特定の開発行為を行う場合	許可	Iha 以上の1団の土地について行われるスキー場・キャンプ場・乗馬場・射撃場・アーチェリー場・車両競争場の建設、これらの施設を2以上有する施設の建設、資材置場又は工場用地の造成、土石の採取を行う場合は、知事の許可を受けること。	北海道自然環境等保全条例	
専用水道の設置等を行う場合	事前確認	一定規模以上の自家用水道等を設置する場合 などは、工事着手前に知事又は市長の確認を 受けること。	水道法	
自家用工業用水道の布設 を行う場合	事後届出	給水量が一日当たり5千立方メートル以上の 自家用工業用水道を布設した場合は、給水開 始後すぐに経済産業大臣に届け出ること。	工業用水道事業法	
汚水又は廃液を排出する 施設を設置する場合	事前届出	汚水又は廃液を排出する施設(特定施設)を 設置する場合は、工事に着手する60日前ま でに知事に届け出ること。	水質汚濁防止 法	
下水道法による特定施設 を設置する場合	事前届出	人の健康や生活環境に悪い影響を与える物質を排出するおそれのある施設として法令に定める特定施設の設置等を行う場合は、着工の60日前までに、市町村長に届け出ること。	下水道法	

要件		必要な手続等	根拠法令等
廃棄物処理施設を設置す る場合	許可	廃棄物処理施設を設置又は変更する場合は、 知事の許可を受けること。	廃棄物の処理 及び清掃に関 する法律
廃棄物処理施設のうち一 定の施設を設置する場合	事業計画書の提出	廃棄物処理施設のうち一定の施設を設置又は 変更する場合は、水道水源となる原水に影響 を与えるおそれがないよう配慮等し、知事の 求める事業計画書を提出すること。	北海道循環型 社会形成の推 進に関する条 例
原生自然環境保全地域内 で工作物の設置等を行う 場合	禁止	原生自然環境保全地域内で工作物の設置、土地の形質の変更、土石の採取、河川・湖沼の水量に増減を及ぼす行為、木竹の伐採等の行為をしてはならない。	自然環境保全 法
自然環境保全地域特別地 区で工作物の設置等を行 う場合	許可	自然環境保全地域の特別地区内で工作物の設置、土地の形質の変更、土石の採取、河川・湖沼の水量に増減を及ぼす行為、木竹の伐採などを行う場合は、環境大臣の許可を受けること。	自然環境保全法
自然環境保全地域野生動 植物保護地区で野生動植 物の捕獲等を行う場合	禁止	自然環境保全地域の野生動植物保護地区内で 当該地区に係る野生動植物の捕獲等をしては ならない。	自然環境保全 法
自然環境保全地域普通地 区で工作物の設置等を行 う場合	事前届出	自然環境保全地域の普通地区内で一定基準を超える工作物の設置、土地の形質の変更、土石の採取、特別地域内の河川・湖沼等の水量に増減を及ぼす行為などを行う場合は、着手の30日前までに環境大臣に届け出ること。	自然環境保全法
道自然環境保全地域特別 地区内で工作物の設置等 を行う場合	許可	道自然環境保全地域の特別地区内で工作物の 設置、土地の形質の変更、土石の採取、河川・ 湖沼の水量に増減を及ぼす行為、木竹の伐採 などを行う場合は、知事の許可を受けること。	北海道自然環 境等保全条例
道自然環境保全地域野生 動植物保護地区内で野生 動植物の捕獲等を行う場 合	禁止	道自然環境保全地域の野生動植物保護地区で 当該地区に係る野生動植物の捕獲等をしては ならない。	北海道自然環境等保全条例
道自然環境保全地域普通 地区内で工作物の設置等 を行う場合	事前届出	道自然環境保全地域の普通地区内で一定基準を超える工作物の設置、土地の形質の変更、 土石の採取、特別地区内の河川・湖沼等の水 量に増減を及ぼす行為、木竹の伐採などを行 う場合は、着手の30日前までに知事に届け 出ること。	北海道自然環 境等保全条例
環境緑地保護地区等で工 作物の設置等を行う場合	事前届出	環境緑地保護地区、自然景観保護地区、学術 自然保護地区内で一定基準を超える工作物の 設置、土地の形質の変更、土石の採取、木竹の 伐採などを行う場合は、着手の30日前まで 市町村長に届け出ること。	北海道自然環 境等保全条例

要件	必要な手続等		根拠法令等
学術自然保護地区で植物 の採取等を行う場合	禁止	学術自然保護地区内で植物の採取、動物の捕 獲、岩石の採取などの行為をしてはならない。	北海道自然環 境等保全条例
記念保護樹木の現状を変 更する場合	事前届出	記念保護樹木の現状を変更する行為を行う場合は、市町村長に届け出ること。	北海道自然環境等保全条例
国立公園特別保護地区で 工作物の設置等を行う行 為	許可	国立公園特別保護地区で工作物の設置、木竹の伐採・損傷・植栽、家畜の放牧などを行う場合は、環境大臣の許可を受けること。	自然公園法
国定公園特別保護地区で 工作物の設置等を行う行 為	許可	国定公園特別保護地区で工作物の設置、木竹の伐採・損傷・植栽、家畜の放牧などを行う場合は、知事の許可を受けること。	自然公園法
国立公園海域公園地区で 工作物の設置等を行う行 為	許可	国立公園海域公園地区で工作物の設置、土石の採取、海面の埋め立て、海底の形状変更などを行う場合は、環境大臣の許可を受けること。	自然公園法
国定公園海域公園地区で 工作物の設置等を行う行 為	許可	国定公園海域公園地区で工作物の設置、土石 の採取、海面の埋め立て、海底の形状変更な どを行う場合は、知事の許可を受けること。	自然公園法
国立公園特別地域内で工 作物の設置等を行う場合	許可	国立公園特別地域内で工作物の設置、木竹の 伐採、土石の採取、河川・湖沼等の水量に増減 を及ぼす行為、土地の形状の変更などを行う 場合は、環境大臣の許可を受けること。	自然公園法
国立公園普通地域内で工作物の設置等を行う場合	事前届出	国立公園普通地域内で一定基準を超える工作物の設置、土石の採取、特別地域内の河川・湖沼等の水量に増減を及ぼす行為、土地の形状の変更などを行う場合は、着手の30日前までに環境大臣に届け出ること。	自然公園法
国定公園特別地域内で工作物の設置等を行う場合	許可	国定公園特別地域内で工作物の設置、木竹の 伐採、土石の採取、河川・湖沼等の水量に増減 を及ぼす行為、土地の形状の変更などを行う 場合は、知事の許可を受けること。	自然公園法
国定公園普通地域内で工作物の設置等を行う場合	事前届出	国定公園普通地域内で一定基準を超える工作物の設置、土石の採取、特別地域内の河川・湖沼等の水量に増減を及ぼす行為、土地の形状の変更などを行う場合は、着手の30日前までに知事に届け出ること。	自然公園法
道立自然公園特別地域内 で工作物の設置等を行う 場合	許可	道立自然公園特別地域内で工作物の設置、木 竹の伐採、土石の採取、河川・湖沼等の水量に 増減を及ぼす行為、土地の形状の変更などを 行う場合は、知事の許可を受けること。	北海道立自然公園条例

要件	必要な手続等		根拠法令等
道立自然公園普通地域内 で工作物の設置等を行う 場合	事前届出	道立自然公園普通地域内で一定基準を超える 工作物の設置、土石の採取、特別地域内の河 川・湖沼等の水量に増減を及ぼす行為、土地 の形状の変更などを行う場合は、着手の30 日前までに知事に届け出ること。	北海道立自然公園条例
国指定鳥獣保護区特別保 護地区内で工作物の設置 等を行う場合	許可	国指定鳥獣保護区特別保護地区内で工作物の 設置、水面の埋立、木竹の伐採などの行為を 行う場合は、環境大臣の許可を受けること。	鳥獣の保護及 び管理並びに 狩猟の適正化 に関する法律
道指定鳥獣保護区特別保 護地区内で工作物の設置 等を行う場合	許可	道指定鳥獣保護区特別保護地区内で工作物の 設置、水面の埋立、木竹の伐採などの行為を 行う場合は、知事の許可を受けること。	鳥獣の保護及 び管理並びに 狩猟の適正化 に関する法律
生息地等保護区監視地区 内で工作物の設置等を行 う場合	事前届出	生息地等保護区監視地区内で工作物の設置、 土地の形質の変更、土石の採取、河川・湖沼等 の水量に増減を及ぼす行為などを行う場合 は、着手の30日前までに知事に届け出るこ と。	北海道生物の 多様性の保全 等に関する条 例
生息地等保護区管理地区 内で工作物の設置等を行 う場合	許可	生息地等保護区管理地区内で工作物の設置、 土地の形質の変更、土石の採取、河川・湖沼等 の水量に増減を及ぼす行為、木竹の伐採など を行う場合は、知事の許可を受けること。	北海道生物の 多様性の保全 等に関する条 例
生息地等保護区立入制限地区に立ち入る場合	禁止	生息地等保護区立入制限地区には、知事が定める期間立ち入らないこと。(学術研究等やむを得ない事由がある場合は、知事の許可を受けること。)	北海道生物の 多様性の保全 等に関する条 例
土砂災害特別警戒区域内 で開発行為等を行う場合	許可	土砂災害特別警戒区域内で老人ホーム·病院などの要配慮者利用施設の建築や住宅宅地分譲などの用途で開発行為を行う場合は、知事の許可を受けること。	土砂災害警戒 区域等におけ る土砂災害防 止対策の推進 に関する法律
地すべり防止区域内で工 作物の設置等を行う場合	許可	地すべり防止区域内で地下水の排除を阻害する行為、地表水のしん透を助長する行為、工作物等の設置等を行う場合は、知事の許可を 受けること。	地すべり等防止法
急傾斜地崩壊危険区域内 で工作物の設置等を行う 場合	許可	急傾斜地崩壊危険区域内で水のしん透を助長する行為、工作物等の設置及び立木竹の伐採等を行う場合は、知事の許可を受けること。	急傾斜地の崩 壊による災害 の防止に関す る法律
砂防指定地内で工作物の 設置等を行う場合	許可	砂防指定地内で土地の掘削等、砂防設備に工作物を設置し継続して占用をする場合は、知事の許可を受けること。	砂防法
海岸保全区域及び一般公 共海岸区域で工作物の設 置等を行う場合	許可	海岸保全区域内で土地の掘削等、公共海岸の 土地の占用をする場合は、海岸管理者の許可 を受けること。	海岸法

要件	必要な手続等		根拠法令等
港湾区域内又は港湾隣接 地域内並びに臨港地区内 で開発行為を行う場合	許可	港湾区域内の水域の占有又は港湾隣接地域の公共空地の占用、土砂の採取、水域施設等の建設などを行う場合は、港湾管理者の許可を受けること。また、臨港地区内において水域施設等の建設などを行う場合は、港湾管理者に届け出ること。	港湾法
周知の埋蔵文化財包蔵地で土木工事等を行う場合	事前届出事前協議	周知の埋蔵文化財包蔵地で土木工事等を行う場合は、着工の60日前までに北海道教育委員会に届け出ること。また、事業地内に包蔵地がある、隣接する、所在する可能性がある場合、総工事面積が1ha以上の場合は、開発事業等の計画策定時に包蔵地の有無等を地元教育委員会に照会の上、必要に応じ北海道教育委員会に協議すること。	文化財保護法
国指定史跡名勝天然記念 物の現状変更等を行う場 合	許可	国指定史跡名勝天然記念物の現状の変更、保存に影響を及ぼす行為をする場合は、文化庁長官の許可を受けること。	文化財保護法
重要文化的景観の現状変 更等を行う場合	事前届出	重要文化的景観の現状の変更、保存に影響を 及ぼす行為をする場合は、30日前までに文 化庁長官に届け出ること。	文化財保護法
道指定史跡名勝天然記念 物の現状変更等を行う場 合	許可	道指定史跡名勝天然記念物の現状の変更、保存に影響を及ぼす行為をする場合は、北海道教育委員会の許可を受けること。	北海道文化財 保護条例
特定工場を設置等する場合	事前届出	敷地面積 9,000 ㎡以上又は建築面積 3,000 ㎡ 以上の特定工場 (製造業、電気・ガス・熱供給 業者)を設置、変更等を行う場合は、工事等の 開始の 9 0 日前までに、市町村長に届け出る こと。	工場立地法
鉱物を採掘する場合	認可	鉱物資源の採掘を行う場合は、鉱業権の設定 を受けた後、鉱業実施の基本計画となる施業 案を定め北海道経済産業局長の認可を受ける こと。	鉱業法
鉱物を探査する場合	許可	地震探鉱法による鉱物の探査を行う場合は、 北海道経済産業局長の許可を受けること。	鉱業法
砂利を採取する場合	認可	砂利の採取を行う場合は、採取を行う場所ご とに採取計画を定め、知事、指定都市の長又 は河川管理者の認可を受けること。	砂利採取法
岩石を採取する場合	認可	岩石の採取を行う場合は、採取を行う場所ご とに採取計画を定め、知事又は指定都市の長 の認可を受けること。	採石法

要件	必要な手続等		根拠法令等
河川の流水や敷地の利用 を行う場合	許可、届出	河川の流水・土地の占用、土石等の採取、河川 敷地内での工作物の新築等、土地の掘削・盛 土、竹木の流送、汚物の洗浄、土石のたい積な どを行う場合は河川管理者の許可を受けるこ と。また、1日一定量以上の汚水を河川に排 出する場合は、河川管理者に届け出ること。	河川法及び河 川法施行条例 並びに普通河 川管理条例
温泉の採取等を行う場合	許可	温泉を湧出させる目的の土地の掘削、温泉の 採取、温泉を公共の浴用又は飲用に供しよう とする場合は、知事等の許可を受けること。	温泉法
ホテル、旅館などの経営 を行う場合	許可、届出	ホテルや旅館などの旅館業の経営を行う場合は、知事等の許可を受けること。また、施設等の変更や廃止を行う場合は届け出ること。	旅館業法
ゴルフ場の開発を行う場合	事前協議	ゴルフ場の開発については、知事に事前に協 議すること。	ゴルフ場開発 の規制に関す る要綱

注)本表は、根拠法令等の改正等があった場合は随時更新するものとする。